

指定管理者構成団体の内訳（平成31年4月1日現在）

1 指定管理者制度導入施設 208施設

2 指定管理者構成団体内訳（326団体）

内訳	所在地※1	規模※2	団体数
株式会社・有限会社等	市内	大企業	6
		中小企業	7
	準市内	大企業	16
		中小企業	4
	市外	大企業	37
中小企業		14	
公益社団・財団法人	市内		66
	市外		2
一般社団・財団法人	市内		3
	市外		1
社会福祉法人	市内		144
	準市内		2
	市外		8
学校法人	市内		3
特定非営利活動法人	市内		11
	市外		2
合計			326

※1 「本市業務委託有資格業者名簿」に掲載されている団体は登録内容に基づき、その他の団体については「川崎市競争入札参加資格業者実態調査実施要領」の分類方法を参考に、以下のとおりの所在地区分としている。

市内：本店・本部等が川崎市内に立地している団体。

準市内：支店・支部等が川崎市内に立地している団体。

市外：上記以外の団体。

※2 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当するする団体を中小企業とし、該当しない団体を大企業と分類している。

業種	下記のいずれかに該当する会社	
	資本金規模	従業員数規模
製造業、建設業、運輸業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下